

非事業用（自家用）ヘリコプターの運航基準
及び整備基準のガイドライン（抄）

ヘリコプター運航の安全対策検討会

平成3年12月

非事業用（自家用）ヘリコプターの 運航基準及び整備基準のガイドラインについて

航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する航空運送事業を行う場合は、航空法により、運航規程及び整備規程を定め、それに従って航空機を運航し、整備することが求められています。また、旅客又は貨物の運送以外の有償の請負を行う航空機使用事業においても、同様な運航基準及び整備基準を定め、それに従って運航及び整備を行うよう指導されています。

これらの事業に使用されない非事業用機（自家用機）については、航空法上、運航規程等を定めることは求められておりませんが、非事業用機であっても、企業の社員等の輸送、視察・体験飛行、ゴルフ場への飛行のような人員輸送を行う場合は、搭乗者の安全確保の観点から、適切な運航基準及び整備基準を定め、それに従った運航及び整備を行うことが強く望まれます。

本ガイドラインは、人員輸送を行う非事業用ヘリコプターの運航者が運航基準及び整備基準を作成するにあたっての指針を示すものです。なお、人員輸送を行わない非事業用ヘリコプターについても、可能な限り、本ガイドラインを参考とし、それぞれの運航、整備実態に応じた運航基準及び整備基準を作成することが望まれます。

2.2 飛行実施計画

飛行実施計画を立てる際は、下記の事項を遵守すること。

2.2.1 経路の選定（有視界飛行方式の場合）

1. T A級の運航を除き、飛行中にエンジンの不調等が起こった場合に不時着可能な場所を選定しておくこと。
2. 夜間における人員輸送は、T A級のヘリコプターで行うことが望ましい。また、地上の照明等により位置の確認が容易にできる経路を選定し、航空交通の輻輳している空域を避けるようになっていること。
3. 山岳地帯、水上及び住宅の密集する市街地の飛行は、できるだけ避けること。
4. 定期的な運航を行う場合は、離発着場からの出発経路・進入経路を設定するとともに、エンジン故障、天候の急変等の場合の代替経路を設定すること。更に山岳地帯での飛行を行う場合には、天候の急変しやすい場所、運航条件が厳しい場所に不時着場を選定しておくことが望ましい。

2.2.2 最低飛行高度（有視界飛行方式の場合）（最低飛行高度の重要性及び詳細については、別添1を参照のこと。）

1. 経路上の最高障害物に300m（1000ft）を加えた高度を最低巡航高度とする。

この高度を維持して飛行することが困難な状況に遭遇した場合は、期を失することなく引き返すか最寄りの適切な不時着場への不時着等を行うこと。

2. 市街地上空においては、騒音防止の観点から、特に必要のない場合はできるだけ対地高度600m（2000ft）以上を維持すること。
3. できるだけ航空交通管制機関等との交信を維持できる高度を選定すること。

2.2.3 携行燃料の量（航空法施行規則第153条）

1. 有視界飛行方式の場合

最初の着陸予定地までの飛行を終えるまでに要する燃料の量に、人員輸送の場合更に巡航速度で20分間、その他の場合には10分間飛行できる燃料の量を加えた量を携行すること。

2. 計器飛行方式の場合

最初の着陸予定地までの飛行を終えるまでに要する燃料の量に、当該予定地の代替飛行場までの飛行を終り、更に巡航速度で45分間飛行することができる燃料の量を加えた量を携行すること。

なお、代替飛行場を選定しない場合は、最初の着陸予定地までの飛行を終えるまでに要する燃料に、更に巡航速度で2時間飛行することができる燃料の量を加えた量を携行すること。

2.2.4 離着陸場

飛行場以外で離着陸する場合にあつては、事前に最寄りの空港事務所等から場外離着陸場の許可（航空法第79条ただし書の許可）を受けること。離着陸地帯の広さは安全なものであり、その表面は平坦で必要な強度を有するものでなければならず、

最低飛行高度

ヘリコプターの事故には、守るべき最低高度を守らずに、地上の物件に接触し墜落した事故や、低視程下で山腹に激突した事故が多い。このような事故を防止するために、次のような最低飛行高度がある。

1. 最低安全高度

航空機は、離陸または着陸を行う場合を除いて、地上または水上の人または物件の安全および航空機の安全を考慮して次の高度以下の高度で飛行してはならない。ただし、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

a) 有視界飛行方式により飛行する航空機にあっては、飛行中動力装置が停止した場合に地上または水上の人または物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度または次の高度のうちいずれか高いもの

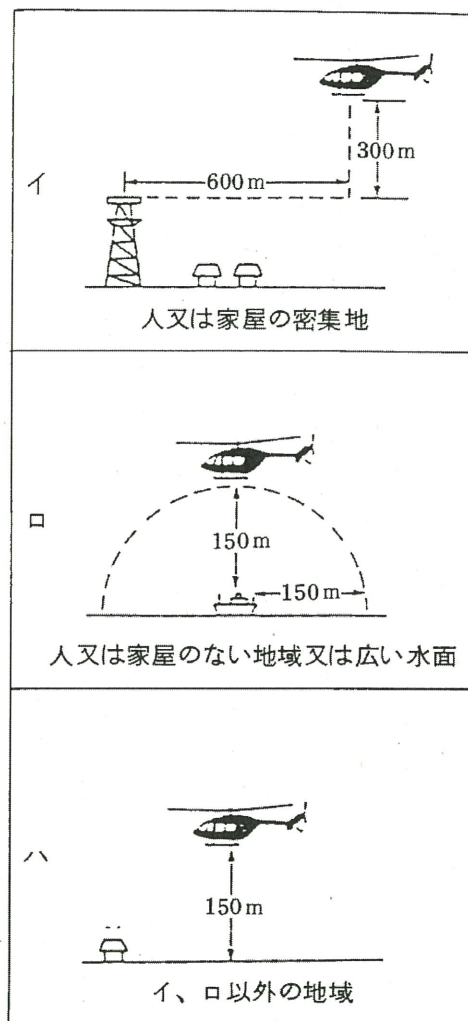
イ) 人または家屋の密集している地域の上空にあっては、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度

ロ) 人または家屋のない地域および広い水面の上空にあっては、地上または水上の人または物件から150メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度

ハ) イおよびロの地域以外の地域の上空にあっては、地表面または水面から150メートル以上の高度

b) 計器飛行方式により飛行する航空機にあっては、告示で定める高度

(航空法第81条、航空法施行規則第174条)



2. 最低巡航高度

経路上の最高障害物から余裕を持った高度を維持していれば、万一、一時的に視界が失われても山等に激突する危険性はない。過去、このような原則を守らなかったことによる重大事故が発生している。最低巡航高度は、経路上の最高障害物に300メートル（1000フィート）を加えた高度とする。

3. 騒音防止のための高度維持

運航の安全の確保以外に、環境への配慮も重要なことである。市街地上空では、騒音防止の観点から、特に必要のない場合はできるだけ対地高度600メートル（2000フィート）以上を維持すること。